

中小企業経営革新 賃上げ緊急支援補助金

賃上げに取り組み、補助金を活用してみませんか？？

設備機器導入費

システム導入費

工事費

外注費

広告宣伝費

補助要件



令和7年7月1日以降に福岡県から経営革新計画の承認
(変更承認を含む) 受けていること



補助事業終了時までに事業場内最低賃金を30円以上
引き上げること

事業場内最低賃金の引上げ額により、適用される補助上限額と補助率が異なります

事業場内最低賃金
引上げ額

30円以上60円未満
の賃金引上げ

60円以上
の賃金引上げ

補助上限額

120 万円

135 万円

補助率

2 / 3

3 / 4



福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金とは

深刻な人手不足や物価高の中、中小企業者の経営向上を図ることで持続的な賃上げにつなげるため、経営革新計画に基づく「新事業活動」に必要な経費の一部を補助する補助金です。

Q.経営革新計画とは？

A. 新商品開発や新サービスの提供など新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業計画のことです。 詳細は福岡県のHPをご確認ください。

経営革新計画はこちら

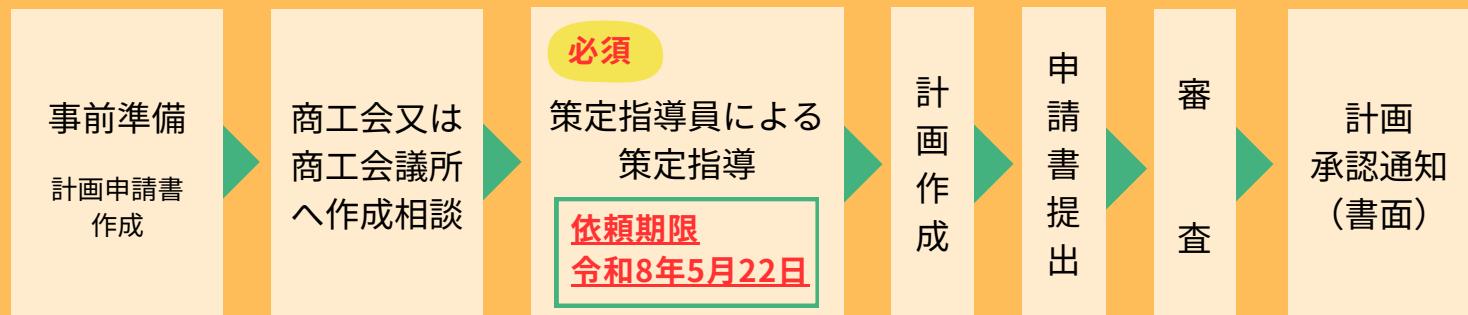
こちらのQRコードは
福岡県のHPに移動します

福岡県 経営革新 



STEP1 経営革新計画の申請

※経営革新計画承認後に、補助金の申請を行う必要があります。
※経営革新計画が承認された場合でも、補助金審査の結果、
補助金が交付とならない場合があります。



【計画提出先】

2月3日(火)から2月20日(金)まで

福岡県商工部スタートアップ推進課新分野推進係

2月24日(火)から6月8日(月)まで

福岡県行政書士会

「福岡県経営革新形式審査事務局」

【経営革新計画の制度に関するお問い合わせ先】

福岡県商工部スタートアップ推進課新分野推進係
平日 9時から 17時まで (電話 092-643-3449)



経営革新計画の詳細、
申請書類等はこちら

STEP2 福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金の申請



【補助金に関するお問い合わせ先】(平日 8時30分から 17時15分まで)

公益財団法人福岡県中小企業振興センター (電話 092-612-5003)



補助金の詳細、
申請書類等は
こちら

STEP1 経営革新計画		STEP2 補助金	
申請回	申請期間 (変更申請も含む)	申請回	申請期間
第1回	令和8年2月3日(火)～2月20日(金)	第1回	令和8年2月16日(月)～3月13日(金)必着
第2回	令和8年2月24日(火)～3月16日(月)	第2回	令和8年3月25日(水)～4月10日(金)必着
第3回	令和8年3月17日(火)～4月7日(火)	第3回	令和8年4月16日(木)～5月8日(金)必着
第4回	令和8年4月8日(水)～5月8日(金)	第4回	令和8年5月15日(金)～6月8日(月)必着
第5回	令和8年5月13日(水)～6月8日(月)	第5回	令和8年6月22日(月)～7月15日(水)必着